

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
区分	分野										団体名	支障事例	
21	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業の基質義務に係る業務経験(総勤務時間数)の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第3号及び第9号において、義務付けられている2年以上の実務経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度とされていることについて、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるよう明確化する。	地域の実情に応じて自治体の裁量で2年以上に相当する総勤務時間数を判断できることが明確になれば、より支援員資格の取得が促進される。 なお、平成29年度放課後児童支援員認定資格研修の受験資格要件が仮に2,000時間程度の勤務を行なうに、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務時間数については、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるよう明確化する。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条	厚生労働省	豊田市	ひたちなか市、南砺市、山県市、西宮市、高知県、松浦市	O 放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされるため、代りに人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件が緩和されれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等の人員の確保が容易になる。 O 本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了から午後6時30分まであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行なうに、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務時間数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるよう明確化していくだしたい。 【算積根拠】 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき算積 $3.5\text{時間} \times 1\text{日の勤務時間} \times 3\text{日} \times 1\text{週間の勤務日数} \times 50\text{週間} = 525\text{時間}$ $525\text{時間} \times 2\text{年} = 1,050\text{時間}(2\text{年間の勤務時間})$	O 放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされるため、代りに人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件が緩和されれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等の人員の確保が容易になる。 O 本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了から午後6時30分まであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行なうに、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務時間数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるよう明確化していくだしたい。 【算積根拠】 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき算積 $3.5\text{時間} \times 1\text{日の勤務時間} \times 3\text{日} \times 1\text{週間の勤務日数} \times 50\text{週間} = 525\text{時間}(1\text{年間の勤務時間})$ $525\text{時間} \times 2\text{年} = 1,050\text{時間}(2\text{年間の勤務時間})$	ご指摘の「2年以上の実務経験が2年以上かつ勤務時間の2,000時間」については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」(平成26年5月30日付け雇児育初第53号厚生労働省雇用局等・児童家庭局育成環境課長通知)で、基準を令に規定している2年の実務経験を測る目安として、一つの考え方として示したものである。現行においても、この2000時間については自治体の裁量により、2年以上の実務経験として適当な時間数を各市町村で設定いただくことは可能である。	
23	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	・現在331疾患を指定難病とし、支給認定されると、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は、病状に限らず、毎年更新申請をされている。 ・更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の内容及び手続きの簡素化を求める。	①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化 ・更新申請用の臨個票の内容は、重症状度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分け見やすくなるなどの簡素化をすれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。 ②更新申請時の臨床調査個人票の添付の省略化 ・疾患の種類や症状の程度により、重症状度が重度となり、症状の改善が見込めない場合は臨個票の提出を複数年に一度とするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながり大きい。 ・更新申請の際も新規申請と同様の審査書類を提出することになっており、書類を準備する申請者の負担も大きい。	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第6条第1項、第9条 難病の患者に対する医療等に関する法律規則(平成26年厚生労働省令第121号)第12条第2項第1号、第31条	厚生労働省	島根県、中国地方知事会	北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、茨城県、川崎市、新潟市、石川県、富山県、浜松市、愛知県、岐阜県、和歌山县、熊本県、鹿児島県、熊本県、熊本県、大分県	ご指摘の「2年間の実務経験をもとにした勤務時間の2,000時間」については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」(平成26年5月30日付け雇児育初第53号厚生労働省雇用局等・児童家庭局育成環境課長通知)で、基準を令に規定している2年の実務経験を測る目安として、一つの考え方として示したものである。 O 本府では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者が苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。 O 資格を持っていない者が2,000時間の実務を達成するには、フルタイムで勤務しても2年を要する人が多く、有資格者一人一人の数確保に困難を感じている。 O 尿意搔癮の減少に反し、放課後児童クラブの受け入れは増加傾向にあり、支援員の確保はクラブ運営の問題に関わる大きな問題であり、当市においても該当者は少なくなく、受給資格要件にかかる時間の縮減を望む。	難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研		
26	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	都道府県の意見を聽いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)について、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を早期発出している。 ○これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。 【参考】 ○当県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール 平成28年7月～8月 事業者から29年度事業の要望書受付、ヒアリング 平成28年8月～9月 地域ごとに地域医療構想調整会議で議論 平成28年9月～10月 全県規模の団体からの要望を受け付け、地域ごとの地域医療構想調整会議の議論結果をあわせ、地域医療構想実施推進会において検討の上、29年度事業計画(案)として承認 平成28年10月～1月 29年度予算編成 平成29年3月～4月 国による県予算ヒアリング 交付額内示、要綱等発出 平成29年6月1日 29年度県計画書提出締切 平成29年6月～29日 平成29年度事業開始	補助事業実施事業者による事業の早期着手及び事業期間の確保が可能となることで、効果的な事業実施が期待できる。	地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律(平成元年法律第64号)	厚生労働省	愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、大三町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	福岡県、神奈川県、新潟県、静岡県、島根県	O 地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施することを考えると、交付要綱等の早期発出が望ましく、提案の内容を支持する。 O 同様の支援があるとして、都道府県を含め、各種要望をとらえ、同様の趣旨を要望している。 【例①】(全国衛生部長会、平成30年2月重点要望、平成30年5月要望)地域医療介護総合確保基金の財源である交付金の配分に当たっては、早期内示による円滑な実施はもとより、… 【例②】(全国主要都道府県民生活主管部会・長崎県連絡協議会、平成30年7月要望予定)都道府県計画については、都道府県の当初予算による事業費を反映できるよう策定すべき。 【参考】 ○参考として28年度における提案の内容について、京都府等から「地域医療介護総合確保基金(医療分)のスケジュール」に関する要望がなっている。(実態としては、回答のおおりには全くない。) ○該事項については、都道府県の改訂版をもとに、年内に内示ができるよう努める。 ○交付要綱等の実施に伴って、原則、前着手は認められないことから、都道府県の改訂版をもとに、年内に内示や交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができるよう、各医療機関における事業計画への影響が生じ、ひいては地域の医療提供体制整備に遅れが生じるもの。 ○当該事項については本県においても同様の支障が生じているところです。 事業期間の確保のため、交付要綱等の発出のスケジュール見直しが必要とされます。 ○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬に国土交通省による都道府県のヒアリング終て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。 ○交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができるよう、各医療機関における事業計画への影響が生じている。 ○地域医療介護総合確保基金の制度は、地域医療介護総合確保法に基づく恒久的な制度であり、平成28年度独立の原則に基づいた適正な効率が可能な制度とする必要があることから、交付要綱等の早期発出及び配分額の早期確定が必要である。	平成30年7月10日付で、「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」(以下「交付要綱」という)を発出し、交付対象事業等をお示したが、今回から交付要綱を恒久化し、今年度以降都道府県は原則として当該交付要綱に基づき交付申請等を行うことなる(年度ごとに交付要綱は発出しない)。また、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療介護臨時交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的確保の促進に関する法律」に基づく交付申請等を行うことなる(年度ごとに交付要綱は発出しない)。都道府県において内定に基づく支障は解消するものと考える。都道府県において内定に基づく支障は解消するものと考える。		

1

1

1

1

1

提案区分		管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
団体名	支障事例														
85	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかとの苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。	法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載が必要であるれば、項目を削除することで、申請者の精神的苦痛の軽減につながることとともに、当該項目に係る書類確認、データ入力(平成29年度実績:48,473件)の省略といった事務負担の軽減も見込まれる。 ※ 平成29年度実績は、県所管域のみの実績件数。	厚生労働省	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、石川県、静岡市、名古屋市、春日井市、岐阜市、城陽市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府	宮城県、文京区、八王子市、新潟市、船内市、千葉県、千葉市、市川市、石川県、静岡市、名古屋市、春日井市、岐阜市、城陽市、藤沢市、茅ヶ崎市、大分県、宮崎市	○当市においても、性同一性障害の方が自立支援医療(精神通院)を受けている。性別欄を削除することで、その方が精神的苦痛を軽減される考え方。 ○本市においても、性同一性障害がある方の自立支援医療を申請する際に、受給者証への性別記載について省略してほしいとの要望を受けることがある。その際、臨時都道府県に対して、その旨を申請書類に記載した上で、当該受給者証のみ性別を記載しないよう対応を依頼している。しかし、そもそも受給者証への性別記載が必ずしも必要なものであれば、申請者の精神的苦痛の軽減や事務負担の軽減を考慮して、当該項目を削除されたい。 ○当市においては、平成28年4月から、法律などによって定めがあるなど特別な場合を除き、性同一性障害の方への配慮し、また不必要な個人情報の収集を最小限にとどめるという個人情報保護の観点から、市が発行する各種申請書類の一部について性別記載欄を廃止しております。 ○精神通院医療では性同一性障害がも対象となるため、申請者の心情及び人権尊重のため、項目の削除が望まれます。 ○本市においても、性同一性障害を有する申請者(受給者)から、性別の記載に係る精神的苦痛の軽減を受けることがある。 ○このことから、性別の記載が必ずしも必要なものであれば、申請書及び受給者証における性別欄の削除が望ましい。 ○本市においては、性同一性障害を有する方から、性別の記載をしないでほしいとの申し出があった。 ○具体的な支障事例と同様に、精神通院医療においては、性同一性障害の方の性別記載が必ずしも必要ないものである。性同一性障害を有する方への配慮にかかるのではないかとの苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳や申請書類については、法令に基づき性別欄を削除している。 ○性同一性障害の方が性別を変える前に、氏名を変えており、一時に男性名で性別欄が女性の受給者証となる事例があつた。 ○全てで相談事例あり(詳細は障がい福祉課では不明)。当時厚生労働省へ確認したが、削除申請書・受給者証等本件が目にする書類については他の項目は不要と考えており、市長職事業では概ね性別の項目を削除しているが、法で定められていたりの自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証の項目から性別欄を削除することができるか。制度改正されば他の事業と同様性別の項目を削除したい。 ○法により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することされている。 精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮にかかるのではないかとの苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮が求められている。 ○申請手続き等の事務にあたり、申請書や受給者証へ性別の記載の必要はなく、性同一性障害者への配慮の点からも性別の記載は廃止するべきと考える。	申請書等の性別の記載を削除することについては、支給認定の適切な判断などに支障が生じる可能性も考えられるところから、判定への影響等について整理の上、当該記載の削除が適切か否かを慎重に検討してまいりたい。					
86	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る雇用保険関係株式の見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係株式の見直しのうち、公共職業訓練等の施設等のうち、公共職業訓練等の施設等の長の氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図ることを求める。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、受給者(雇用保険受給者)が公用職業安定所長等の指示により公共職業訓練等を申請する場合に、雇用保険関係株式の見直しのうち、公共職業訓練等の施設等の長の氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図ることを求める。	雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	厚生労働省	神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県	福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県	○当県において同様な事務処理を行っている。事務の効率化を図るために賛同する。 ○公用職業安定所長等の指示により公共職業訓練等を申請する場合は、公用職業訓練等の施設等の長の氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図ることを求める。 一方、公用職業安定所長等の指示した公用職業訓練等を受ける受給者等については、失業の認定を受けるために公用職業安定所に出席することは訓練等の妨げとなり、また、訓練施設で受講している事実が確認できれば失業の状態にあることが明確であるので、施行規則第21条に定めている(様式第12号)を達やかに行った上で、1か月に1回、直前の月に属する各日にについて、第22条に定める証明書(様式第15号)を提出することをもって失業の認定を受けることとしているものである。 これらの届出については、適正な支給のために厳格に確認を行う必要があることから、訓練施設の長の証明を必要としているものであり、要望に沿った措置は困難である。	雇用保険法第15条第3項において、基本手当の受給資格者は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、4週間に1回ずつ直前の28日の各日について失業の認定を行ふものとされている。				
87	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る雇用保険関係株式の権限及び基準の明確化	公共職業訓練に係る雇用保険関係株式の権限及び基準の明確化	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、受給者(雇用保険受給者)が公用職業安定所長等の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、雇用保険関係株式において、訓練等に関する事項等の説明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係株式に係る証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 雇用保険関係株式に係る証明事務を、職業能力開発校の長が行うべき根拠が法令等で明示されていないため、受給資格者に対して個人情報を含む関係書類の提出を求めたり、様式の記載内容に関する修正等を行なうなどの誤謬わざるとともに、受給資格者から手続きの根拠について問い合わせがあった場合にも、適切な回答を行うことができない。 また、個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が正確であることにより、個人情報保護や適正文書管理の点で懸念がある。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	雇用保険関係株式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考えられるほか、事務処理の適正化が図られる。	雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	厚生労働省	神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県	福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県	○受給者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受給者の利便性を確保する手続きや方法を含むことを図る。 ○雇用保険関係株式に係る受給資格者等の書類は個人情報を含む内容が多く、その取扱いには細心の注意を図り、複数人による認証作業は基づき施設による保管根拠や基準が不明確であり、個人情報の保護や適正な文書管理の点が懸念される。 ○雇用保険関係株式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の手続は公用職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する権限はないにも関わらず、いかしながら、実態としては、訓練を含むなどした際に、受講生から証明書等の提出がされなかつた場合にも、詳細な債務を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあります。ただし、個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が正確であることにより、個人情報保護や適正文書管理の点で懸念がある。	雇用保険法施行規則様式第12号・様式第15号については、公共職業訓練施設の長の明細欄を設けているところであるが、御指摘も踏まえ、訓練施設の長が証明事務を行なう根拠等の明確化を行なうこととする。			

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
88	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練による雇用保険受給者の証明すべき事項の義務付けの見直し	公共職業訓練による雇用保険受給者の証明すべき事項の義務付けの見直し	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者が「雇用保険受給者」が公職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険請求業務の能力開発校の長が行っている証明事務について、証明すべき事項の義務付けを見直し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図らることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化されることによって、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減が図れる。	雇用保険法施行規則様式第12号	厚生労働省	神奈川県、山梨県	福島県、栃木県、新潟県、長野県、愛知県、大阪府、熊本県	○当県も同様な状況である。受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続をや方法を含めた見直しを図ることで、競争する通所をも含めて、当該訓練施設しか確に把握できないため、訓練施設の長の認証を求めているものである。	受講者の利便性を確保する手続をや方法を含めた見直しを図ることで、競争する通所をも含めて、当該訓練施設しか確に把握できないため、訓練施設の長の認証を求めているものである。	この届出を受給資格者が公共職業安定所に直接提出することとすると、届出内容の正確性を担保する上、受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に出席することとなり、訓練の妨げになる。	なお、御指摘も踏まえ、訓練施設の長が証明事務を行う根拠等の明確化を行うこととする。
101	A 権限移譲	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者等の所得区分の確認事務についての権限を市町村に移譲する	これまで自立支援医療のうち、申請者等の所得区分の確認事務についての権限を市町村に移譲する	これまで自立支援医療のうち、申請者等の所得区分の確認事務についての権限を市町村に移譲する	①所得区分の確認を市町村の事務として法令に規定することで、市町村は番号法施行後も、法定の事務実施者として既存情報に基づく迅速な確認事が可能となる。これは、業務の実態に沿うものである上、都道府県が事務を行なう場合に比べて合理的で、住民サービスの低下につながらないものである。 ②また、特例条例とは異なり、全国的に一律の手続きとなるため、住民サービスに差がない。 ③県において「所得区分の確認」を行なうためには、新たな人員配置が必要となるほど市町村で所持の認定事務を行なうよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。 ④引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議がなされ、反映が得られない市町村が発生しない。 ⑤また、市町村の保健事務局が運営する市町村へ向けての運営のため、市町村のみより多くの時間を要する状況となる。住民サービスに差がないことが懸念される。 従前から全国的に、申請を受ける認めたる市町村で一定の内容確認した上で、申請書を進呈する取扱いをとったが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることによって手続(=住民サービス)が異なることになるため、特例条例での処理によるとの考え方は適当とは思われない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 平成17年法律第23号)第53条第1項及び第56条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び第19条第7号	内閣府、厚生労働省	秋田県、宮城県	埼玉県、川崎市、新潟県、静岡県、沖縄県	○市町村は申請窓口であることから、所得区分の認定事務の権限を有していた方が合意であり、また、情報照会会市町村で行なうことができる。 ○「所得区分の確認」事務については、これまで同様申請窓口である市町村で行なうこと必要である。このため、事務処理特例条例によると市町村に移譲することとしたが、移譲を受けた市町村は4/2/62市町村にまとまる。 県内で統一して取り組む市町村への移譲を進めしていくが、業務の実態に合わせ、全県で統一してサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村で統一してサービスを速やかに実施するためには、市町村で実施するため、引き続き事務特例条例による市町村への移譲を進めしていく。 ○当県において、対象者数が多く現状にありので、市町村で事務を行はず、すべて県で行なうと、新たな人件配置が必要になるのが必然である。 ○県において、番号法による「所得区分の確認」を行なうためには、「福祉システム」、「総合電子申請システム」の2つのシステムの整備が必要になり、それを2つのシステム間での情報の受け渡しの必要である。また、情報セキュリティの関係から、情報の受渡しに、厳格な制限があるため、システム間で情報の受渡しをする都度、厳格な情報データングが必要である。 かつ、廻り置きが多いため括弧処理が必要となるが、「住基ネット」等一部の処理については他の課への移籍が必要となる。さらに、市町村であれば市町村税が未申告の場合も申請書を提出に際してはその場で本人に申告させることができが、県が所得確認を行う場合は、申告をさせてまで時間と費用を要することになる。 ○番号法により「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を市町村に移譲することが必要であるが、市町村の協議・同意が必要である。既に一部の市では同意が得られず、県が認証事務を行なうことになり、その市においては、受給者証の発行が遅れなど、市町村に由来するサービスに差が生じることとなる。	【内閣府】 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事項であるため、厚生労働省において検討を行なっている。 【厚生労働省】 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける市町村の意見を勘案しながら、検討してまいりたい。		
111	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについての見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、市町村外の者が設置する都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。	幼保連携型認定こども園の設置については、市町村外の者が設置する都道府県、市町村の両者の事務の認定手続きにおいて、市町村の認定の場合は、当該認定申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、徳島県、高知県	茨城県、山梨県、草津市、京都市、守口市、兵庫県、芦屋市、貝塚市、枚方市、藤井寺市	○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。 ○認定の申請者と協議の方針が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議などの形式的な事務が年度末に発生し、事務負担が大きい。 ○認定の申請者と協議の方針が同じであるにも関わらず、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところがあり、もし、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に扱う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改正が必要であると考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議は、都該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議は不要である。			

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>					回答欄(各府省)
	区分	分野				根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	団体名	
112	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所から幼保連携認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類の簡素化	保育所では子ども育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で保育所数が1,101園に対し、認定こども園数が293園(うち幼保連携型250園)であったが、平成20年4月1日現在で、保育所数984園に対し、認定こども園数が505園(うち幼保連携型434園)と保育所から幼保連携認定こども園への移行が進んでいる。その結果、当該認定が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。	幼保連携認定こども園への移行を希望する事業者の負担が軽減される点で多くの添付書類が簡素化されるとして書類提出に要する時間が短縮されることで速やかな移行が期待されるため、新たな認定こども園化の推進にもつながり、更には地域における子育て機能の充実により、地域の特定教育、保育サービスに対する利用者ニーズに迅速に応えることができる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日厚生労働省令発第0417001号)	厚生労働省	大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県	旭川市、福島県、猪谷市、山県市、草津市、山梨県、市原市、東京都、大田区、豊中市、枚方市、八幡市、藤井寺市、東大森市、八王子市、高松市、松浦市、呂崎市	O20年近く前の建物の財産処分時でさえ、添付書類の準備がかなり煩雑であったため、簡素化が必要であると思われる。 O本件において幼保連携認定こども園への移行する場合、認定こども園へは、小規模保育事業所の開設に際して提出する書類の簡素化が求められる。認定こども園へは、認定手続に係る財産処分金等の積み入れをめぐり、都度、財産処分の手続きを行っており、事業者は、本市における保育所手続に時間がかかっているため、認定こども園への移行を希望する際にによって、移行準備の大変な時期に建設当時の資料を請求する場合がある。 O提案自治体と同様の状況であり、国が幼保連携認定こども園の移行を推進している立場である以上、地方自治体の事務負担軽減に努め、書類作成等を簡素化していただきたい。 O保育所等の既存の施設から認定こども園へ移行する際に認定申請と合わせ確認申請の手続きが必要となり、施設の運営の量が増大する。さらに認定申請の手続が認定こども園化への組合を要するため、認定こども園への移行を希望する際にによって、移行準備の大変な時期に建設当時の資料を請求することが負担となつており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに保育所から幼保連携認定こども園へ移行する場合は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本市においては認定こども園への移行が進んでいないことや、認定こども園が保育所的性質も引き続き有することから、さらなる簡素化をお願いしたい。 O本市において幼保連携認定こども園へ移行する場合、認定こども園へは、小規模保育事業所の開設に際して提出する書類の簡素化が求められる。認定こども園へは、認定手続に係る財産処分金等の積み入れをめぐり、都度、財産処分の手続きを行っており、事業者は、本市における保育所手続に時間がかかっているため、認定こども園への移行を希望する際にによって、移行準備の大変な時期に建設当時の資料を請求することが負担となつており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに保育所から幼保連携認定こども園へ移行する場合は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、さらなる簡素化をお願いしたい。 O幼保連携認定こども園への移行の場合、「厚生労働省所管一般会計補助等に係る財産処分について」(平成20年4月17日「雇児発0417001号」)のうち、別添2「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」J(4)に当たる、厚生労働大臣等の承認が必要となることとされ、申請手続の特例(包括承認事項)による報告・別紙様式2)及び添付資料の提出などで、簡素化がされている。しかし、それでもなお、添付資料の準備等について、事業者の負担となっていることから、さらなる簡素化をお願いしたい。 O本市においても、保育所から幼保連携認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物の補助金の交付を受けたり、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建築が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この検索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する際にによって、移行準備の大変な時期に建設当時の資料を請求することが負担となつており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに保育所から幼保連携認定こども園へ移行する場合は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、さらなる簡素化をお願いしたい。 O当市では、平成27年4月1日の新制度移行以降、保育所から認定こども園への移行する施設が増えてきている。その一方で、財産処分における業務が頑健であることや、何十年前の創設時の資料の収集に苦慮している実態があるため、さらなる手続きの簡素化をお願いしたい。	保育所から幼保連携認定こども園へ移行する際の財産処分の手続きにおいては、添付資料として対象施設の写真、写真、図面等を提出する決算書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)等が必要としている。 現状、手続きにおいて必要とされる添付書類は、補助金の交付時期、いかなる国庫補助金の交付を受けた事業であるか等の確認を行ううえで必要最低限の資料であると考えており、引き続き、当該手続きに際しては、参考資料の添付のご協力いただきたいと考えている。 なお、現在お願いしている添付書類のうち、写真に関しては、その必要性の観点から検討を行うことも考えられる。
113	A 植民移譲	医療・福祉	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算IIの認定は、指定期間に係る権限を、各市町村へと譲渡する。	指定期間外に於ける処遇改善等加算I及び処遇改善等加算IIの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。	施設給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付文告本第375号・29文科初第215号・雇児発0427第6号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、山梨県、京都府、池田市、愛媛県	青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山形県、福島県、長野県、岐阜県、愛知県、静岡県、三重県、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、福井県、石川県、富山県、福島県、宮城県、岩手県、秋田県、青森県	O施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雜となっている。 O市町村が一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて質疑があり、市町村が一元管理を実現するため、市町村が負担する手續を減らすことを要する。 O本県においても、中核市を除く市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くに提出される手續が増えており、平成29年度より「施設給付費等に係る処遇改善等加算」として認定権限を移譲したことである。 認定作業に要する時間の短縮化、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ譲り移譲するが適当と考える。 O当県でも本加算の認定事務については書類の種類に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町村の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町村が認定を行ふことで早期に事業者が精算をされることが出来る。	処遇改善等加算の認定については、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重に対応が求められるところなどから、広域調整及び県内の給付・事業を重層的に支える役割を担い、事務処理体制の整った都道府県において、届け出加算認定等の事務処理を行ふこととしていた。 その後、指定期間の後半に於ける処遇改善等加算の認定権限を譲り受けた市町村においては、より簡素化された手續を実現するため、市町村が負担する手續を減らすことを要する。 平成29年度より地方公共団体の認定権限を譲るまでは、子ども育て新規制へと譲られた上、平成29年度より「施設給付費等に係る処遇改善等加算」として認定権限を移譲したことである。 認定作業に要する時間の短縮化、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ譲り移譲するが適当と考える。 O当県でも本加算の認定事務については書類の種類に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町村の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町村が認定を行ふことで早期に事業者が精算をされることが出来る。

例添1

提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)		
管理番号	区分	分野	その他 (特記事項)	団体名	支障事例								
114	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを踏み、実施方法について通信制やラーニング、ビデオ学習による研修を認めるとの見直しを図った。 ※指定保育士養成施設においては通信制による開講が認められており、類似研修の介護支援専門員教育向上事業実施要綱においては、各研修における講師の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知している。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が(分野ごとに)15時間以上およぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は680名である。 研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保が困難であるとの問い合わせが寄せられている。	〇時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。 〇研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増やすことが可能。	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県連合	北海道、盛岡市、新潟県、福井県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、高知県、徳島県、香川県、愛媛県、沖縄県、鹿児島県	〇対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な業務運営に難渋する状況にある。正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、まさに厳しい状況にある。ついで、保育所運営への負担が軽減される見直しが必要であると考える。 〇対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られていることにより、さらに受講が困難な状況である。 〇当市においては代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発生している。 〇県において当市の研修全開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮化する。 〇当市においては、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。本提案にある通信制やラーニングの導入については、前向きに検討していただきたい。 〇保育士等からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施期間により受講できないなどの意見を聞いています。現状に即した柔軟な研修実施体制が必須と考える。 〇提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。 〇当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬季間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。 〇対象園から充分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修受講が可能か不安感がある声が多数寄せられており、籍職員数は最低基準に加えて少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。 〇当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士が15時間の研修に毎回出席することは困難な状況である。また地域特性として、面積が広大であるだけではなく、人が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長い北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊を要し、研修の実施により難い。今年度から14振興局を中心として研修実施する予定である。全ての振興局で分野別回実施することは費用の面でも難しい状況にあることから、部分的な園数の確保が困難である。通信制やラーニング、ビデオ学習等が認められる場合は、運送の負担が大きい分野に出向いて受講する必要がない、多くの希望者の受講が可能となることから、県内各保育園全体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを策定していただきたい。 〇保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で研修を行なうことで、中心的な役割を担っていることが多いが、研修の受講にあわせ、長期休暇現地を離れることが多く、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保も困難である。 〇現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認定員の受入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るために認定員の受け入れをめにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することの困難な保育士が存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考える。 〇本県においても、認定こども園協議会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やラーニング等の多様な手法による研修機会を増やすことが上がっている。 〇保育士等キャリアアップ研修の受講から要せられている。 〇当市においては代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。 〇小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごとに15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催ははいかないかの間合いがあるため、また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題があつたため、通信制やラーニング、ビデオ学習が認められるなど課題のクリアにつながると思われる。 〇保育教諭不足が続いている現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育士の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。 〇県内保育士等は、万7千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況では、研修の受講会場に苦慮している。一方で、研修内容の質にこだわるため、一定水準以上の内容をもつて研修を実施している段階。ラーニングやビデオ学習が認められるなど課題のクリアにつながると思われる。 〇保育教諭不足が続いている現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育士の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。 〇県内保育士等は、万7千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況では、研修の受講会場に苦慮している。一方で、研修内容の質にこだわるため、一定水準以上の内容をもつて研修を実施している段階。ラーニングやビデオ学習が認められるなど課題のクリアにつながると思われる。 〇処遇改善等加算Ⅱの加算条件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指揮する研修を実施した場合においてもその効力が効力あるが、1分野につき15時間以上を要し、概ね3ヶ月間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要すことから、受講する保育等においても負担がかかる。 〇対象となる保育士等全員が(分野ごとに)15時間におよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよう研修方法を見直しをしていただきたい。	〇対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な業務運営に難渉する状況にある。正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、まさに厳しい状況にある。ついで、保育所運営への負担が軽減される見直しが必要であると考える。 〇対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られていることにより、さらに受講が困難な状況である。 〇当市においては代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発生している。 〇県においては、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。本提案にある通信制やラーニングの導入については、前向きに検討していただきたい。 〇保育士等からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施期間により受講できないなどの意見を聞いています。現状に即した柔軟な研修実施体制が必須と考える。 〇提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。 〇当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬季間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。 〇対象園から充分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修受講が可能か不安感がある声が多数寄せられており、籍職員数は最低基準に加えて少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。 〇当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士が15時間の研修に毎回出席することは困難な状況である。また地域特性として、面積が広大であるだけではなく、人が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長い北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊を要し、研修の実施により難い。今年度から14振興局を中心として研修実施する予定である。全ての振興局で分野別回実施することは費用の面でも難しい状況にあることから、部分的な園数の確保が困難である。通信制やラーニング、ビデオ学習等が認められる場合は、運送の負担が大きい分野に出向いて受講する必要がない、多くの希望者の受講が可能となることから、県内各保育園全体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを策定していただきたい。 〇保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で研修を行なうことで、中心的な役割を担っていることが多いが、研修の受講にあわせ、長期休暇現地を離れることが多く、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保も困難である。 〇現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認定員の受入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るために認定員の受け入れをめにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することの困難な保育士が存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考える。 〇本県においても、認定こども園協議会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やラーニング等の多様な手法による研修機会を増やすことが上がっている。 〇保育士等キャリアアップ研修の受講から要せられている。 〇当市においては代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。 〇小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごとに15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催ははいかないかの間合いがあるため、また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題があつたため、通信制やラーニング、ビデオ学習が認められるなど課題のクリアにつながると思われる。 〇保育教諭不足が続いている現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育士の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。 〇県内保育士等は、万7千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況では、研修の受講会場に苦慮している。一方で、研修内容の質にこだわるため、一定水準以上の内容をもつて研修を実施している段階。ラーニングやビデオ学習が認められるなど課題のクリアにつながると思われる。 〇処遇改善等加算Ⅱの加算条件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指揮する研修を実施した場合においてもその効力が効力あるが、1分野につき15時間以上を要し、概ね3ヶ月間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要すことから、受講する保育等においても負担がかかる。 〇対象となる保育士等全員が(分野ごとに)15時間におよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよう研修方法を見直しをしていただきたい。	保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点において通信制やラーニング、ビデオ学習等による受講が認められており、本提案は対応済みである。
130	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含まれることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成29年10月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は2.64であり、求められる人数の半分の希望者もない状況である。また、福祉人センターにおける過去5年間の保育士就職人数は0人であり、保育士の確保は大変厳しい状況にある。なお、年度中途に育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳しい状況にある。	幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることで、募集枠が広がり応募が増えれば、この問題に対する解決に繋がるものと考える。また、幼稚園教諭の職の選択肢も増え、限られた人材の有効活用が期待される。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令63号)第42条第1項	厚生労働省	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	山県市、北九州市、大分県	〇①支障事例について 児童養護施設の現場では、保育士に限らず児童指導員など有資格者の人材確保に苦慮している。 ②地域における課題等について 児童養護施設では、保育実習の受け入れ先として毎年、数多くの実習生を受け入れている。保育実習の受け入れ先である児童養護施設では、就職活動の一環として、実習生と関わる大学等に対し、就職先としての立候補を依頼しているが、各大学等卒業生のうち1名程度しか児童養護施設に就職していない。 幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることはもちろんのこと、児童養護施設が魅力ある職場であることをPRすることも必要である。 〇保育士を含め、直接処職員の確保ができず、職員配置が改善できていない施設がある。女性の直接処職員が不足し、宿直勤務のローテーションを組むことに施設が苦労している。 〇支援困難ケース児童の占める割合が高くなってしまったことなどから、児童養護施設における職員(保育士)の定員比率が低くなっていることや、福祉系の学生が児童福祉・社会的養護関係を目指す割合が低くなっていることなどから、人材確保は困難性が認められる。 〇年次改定においては、県内14所の児童養護施設で施設内の小規模グループケアの実施を新たに予定しているとかかわらず、直接処職員(保育士や児童指導員)の確保ができず実施を延期した事例があった。	保育士については、養成課程において、乳児保育や社会的養護に関する内容などの児童養護施設に従事するために必要な内容を履修することとされている。一方で、幼稚園教諭については、これらの職務が必須とはされていないことから、児童養護施設において、幼稚園教諭の資格を有することをもって、直接処職員(保育士)と同様の役割を十分果たし得るとは言えないが、本提案に対してどのような対応が可能であるかについては、有識者及び関係団体等の意見等を踏まえながら、慎重に検討したい。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
167	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活体験に対する旅館業法の適用除外	<p>[現状] 人口減少社会にある中、地方創生の観点から、国全体で空き家を有効活用した都市部から農村部への移住や二地域居住の促進、危険空き家等の発生抑制に取り組んでいる。市町の空き家の活用による危険空き家等の発生抑制に試しては、特定の空き家を取得する前提で短期居住する場合と同様旅館業法の適用除外とすること。</p> <p>[支障事例] 移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家の短期居住では、旅館業法の適用外となる場合、①対象施設が②空き家を購入又は賃貸する意思を有していること、③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することを示す。</p> <p>しかし、移住希望地域で移住する意思を有している場合のみで短期居住する者の考え方には、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期居住に対する旅館業法の適用除外による問題がある。</p>	交換人口の増加による地域の活性及び移住・定住のきっかけづくりによる移住等の推進、地域固有組織の地域づくり活動による地域活力の活性化向上による危険空き家等の発生抑制による地域の安心安全の確保が期待できる。	・旅館業法第2条、第3条 ・平成28年3月31日付厚生労働省生活衛生課長通知	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県、兵庫県町村会	花巻市、福島県、柳木市、岐阜県、福井県、京都府、市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県、兵庫県町村会	○移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方には、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期居住に関する施策を行うことが難しい状況にある。	ご提案の事案は、「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しないことが確認できず、旅館業法の適用除外であると判断できない。	
169	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている介護保険においては、住民票のある市町が保険者となるのが原則であるが、その例外のみで介護保険施設の所在する市町に介護給付費の負担が偏って施設等の整備が進まない点があり、特にして、施設に入所する場合には住民票を移して移転前の市町が引き続き保険者となる住所地特例が設けられている。	<p>[現状] 介護保険施設は、介護老人ホーム、老人保健施設、サービス付き高齢者施設)、養護老人ホームである。地域密着型サービスは、施設が所在する住所地の被保険者のみが利用できるサービスとされているため、地域密着型の施設は住所地特例の適用外となっている。</p> <p>[支障事例] 他の市町から軽費老人ホーム(ケアハウス)入居後に、認知症高齢者グループホームは地域密着型の施設であったため、住所地特例に入居することができる。結果として、施設が所在する市町の被保険者となることから、給付費用の増加につながり、保険者間の負担の公平が保たれていない。</p> <p>実際、提案町において、他の市町から軽費老人ホーム(ケアハウス)入居後に、認知症高齢者グループホームを利用した者が平成18年度以降9人(内、4人は継続利用中)で、支払った介護給付費は1億6,898万円(平成30年3月分まで)となっている。</p>	住所地特例対象施設から同一市町内にある認知症高齢者グループホームに移行する場合に住所地特例が適用されることにより、保険者間の過当責任の分担と負担が複雑化する。	・介護保険法第13条	厚生労働省	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、岸和田市、神戸市、芦屋市、出雲市、高松市	宮城県、米沢市、石巻市、山県市、田原本市、大河原町、登米市、和歌山県、鳥取県、徳島県、高松市	○本市では、地域密着型サービスの入居系サービスでも地域の実情から介護保険法第78条の第3項第4号の協助に基づき同意をしたケースもあり、地域密着型サービスである限り、施設を介護保険施設の適用外とする必要はない。他の住所地特例と同様の施設を介護保険施設とする場合も、施設の運営によっては、地域密着型サービスを介護保険施設の対象とすることはできない。認知症の特徴に配慮し、家庭的な環境の下、住み慣れた地域において、地域密着型サービスでは、認知症グループホームでは、認知症の進行によりサービスを提供できるよう、地域密着型サービスの一つとして位置づけている。	介護保険制度においては、住み慣れた地域とのつながりを大切にしながら、地域生活に密着した形で介護者の日常生活を支えることが特に重要な要素である。そのため、地域密着型サービスと定め、身近な地域の単位でサービスの運営を行うことを基本としている。	
170	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	<p>[現状] 平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、「介護離職ゼロ」に結ぶ緊急対策を実施することとなっていた。対象施設に、介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所を加えさせて、都市部等における施設の定期借地権の促進が期待でき、緊急対策の目的とされている高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。</p> <p>介護施設等の整備について、市町の公募が不調に終わる場合、特に都市部では土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。</p> <p>平成28年に県内市町で、看護小規模多機能型住宅事業所の整備計画があつたものの、土地が確保できず断念した事例がある。</p>	社会福祉法第2条による認定基準の範囲に含まれる施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象とする。	・国有財産特別措置法第3条 ・社会福祉法第2条 ・平成28年3月1日付 財政第499号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	財務省、厚生労働省	兵庫県、京都府、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県	米沢市、雄勝郡、川崎市、田原市	○平成28年度に当団体内未利用国有地の活用について検討した際、看護小規模多機能型施設が支障事業の対象外であった事が理由で、活用を断念した。	財政法第9条は、「國の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対処なくしてこれを貸し付けではない」としており、国有地の減額貸付は、原則である財政法第9条における「法律に基づく場合」として例外的に認められているものであり、その適用は限定的に行なわれるべきと考えております。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)								
	区分	分野								その他 (特記事項)										
										団体名	支障事例									
180	A 権限限移	医療・福祉	児童相談所設置市(中核市)において児童相談所を設置している中核市が児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。児童相談所は、児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。	児童相談所は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。児童相談所は、児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。	児童相談所は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。児童相談所は、児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。	児童相談所は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。児童相談所は、児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。	児童相談所は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。児童相談所は、児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。	児童相談所は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。児童相談所は、児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。	児童相談所は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。児童相談所は、児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。	児童相談所は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。児童相談所は、児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。	児童相談所は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。児童相談所は、児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。	児童相談所は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。児童相談所は、児童相談所を設置するにあたっては、児童相談所に児童相談所を設置する旨の通知を発出する。								
194	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼保園教諭免許状と保育士資格を有することを認めている。(保育教諭)が、平成32年3月31日までには幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方を有する職員を保育園で雇用する場合に免許・資格を有していれば保育教諭にならざるところである。	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども認定こども園の職員を認定する。○認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用していいる職員を資格・免許取得の為に現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしているため、現場では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を有することが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格を有していれば保育教諭にならざるところである。	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども認定こども園の職員を認定する。○認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用していいる職員を資格・免許取得の為に現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしているため、現場では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を有することが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格を有していれば保育教諭にならざるところである。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	豊中市	旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山東市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、寝屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、高木町、兵庫県、守戸市、和歌山市、玉野市、德島市、熊本市、九州地方知事会	○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際には、各保育施設において名簿の保育士等が一方の資格・免許しか持っていない。特例措置終了後に、現場で離れるをさまたげ、職員の確保がさらに難しくなっている。○認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。								

添1

1

提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
管理番号	区分	分野	その他 (特記事項)	団体名	支障事例							
209	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障がい者福祉事務における既存申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者が個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者が個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】個人番号を入力するため、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認しないことにより、時間が短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 障害者総括支援法施行規則	内閣府、厚生労働省 各務原市	04障害者手帳記載事項明書 再発行申請書.pdf 05自立支援医療受給者証再交付申請書.pdf 06受給者証再交付申請書.pdf 07身体障害者手帳申請書.pdf 08福祉医療受給者証再交付申請書.pdf	宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、大分県	○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者サービス受給者証等を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要性がなく、業務を煩雑にする。	【内閣府】内閣府において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 【厚生労働省】障害保健福祉事務における各種再発行申請等については、受給者証等の汚損、滅失等により個人番号記載の必要性がない場合に、個人番号記載の必要性を認めない。申請時に個人番号の記載を求めてはいけない。
210	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の難易について、育児休業料及び利用保険法において、届出として児童が1歳になるまでの「育児休業等の要件緩和」の申請資料を、入所保留通知書の提出がなくとも育児休業等の延長可能になるように制度を改正して欲しい。	現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間間の延長要件である「育児休業等の要件緩和」の申請資料を、入所保留通知書の提出がなくとも育児休業等の延長可能になるように制度を改正して欲しい。	保護者と自治体の事務的負担が軽減されるとともに、公平な利用調整ができるよう、保護者の利益が守られる。	雇用保険法第61条の4、雇用保険法施行規則第101条の1の2の3第1号、育児休業・介護休業法第5条第3項第2号、育児休業・介護休業法施行規則第6条第1項	厚生労働省	大阪市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、所沢市、茨城県、兵庫県、神戸市、和歌山県、島根県、徳島県	○育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育園に入れなければ、保育園に入れない場合等では、最大2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じているもの。	○育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育園に入れなければ、保育園に入れない場合等では、最大2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じているもの。	

1

1

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
271	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林漁家民宿での食事提供について	農山漁村における交流人口の拡大による農村地域活性化上、就寝機会の創出と地域活性化による農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農山漁家民宿において宿泊者以外にも食事を提供することが条例改正により可能である旨を通知などにより可能な限り明確にしていただきたい。	農山漁村における交流人口の拡大と観光消費額の増加による農林漁家民宿の収入確保	平成17年7月21日付「厚生労働省等による農林漁家民宿の取扱いについて」	厚生労働省	山形県	平成17年7月21日付け食品安全委員会第02100号厚生労働省医薬食品局食品安全監視安全課長通知	徳島県	-	御提案いたいたいケースのように、営業者が農林漁家民宿を営む農林漁業者であっても、不特定又は多数の者に反復継続して食事を提供する場合には、その他の飲食店と同様に取り扱われるべきと考える。	
274	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1. 連携施設の確保における「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限ること」とされている。新たに、「認可保育所、企業主導型保育事業所、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。①認証保育所②企業主導型保育事業所③特区小規模保育事業所	現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限ること」とされている。新たに、「認可保育所、企業主導型保育事業所、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適用を図ることができる。①認証保育所②企業主導型保育事業所③特区小規模保育事業所	○保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。	児童福祉法第34条の1第1項の規定による保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適用を図ることができる。	内閣府、厚生労働省	特別区長会	盛岡市、神戸市	○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。	(1)について 保育所の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。 家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や園庭保育を受ける機会の提供など保育の質の向上面では極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる。一定の保育の質が確保された(保育園・幼稚園)認定ごと園が担うことが望ましいと考えたり、連携施設の確保先を緩和するという本件提案に対することはできない。 (2)について ご指摘の「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する市町村が認める者」については、事業規模や保育士数等を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するにあたって、当該事業所の本末の業務に支障が生ず、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。	
275	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者は、①認可保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定にかかる連携協力を行い、以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられている。 本規定においては、平成22年3月31までの経過措置が設けられており、各市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な闘争・調整を行っているところである。 しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が確保できる施設が限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点により待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることができとなる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、神奈川県、愛知県、岐阜県の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	盛岡市、仙台市、須賀川市、神奈川県、豊田市、大阪市、神戸市、西宮市、尼崎市、堺市、岸和田市、那珂川市	○本市において卒園後の受け皿確保に関し連携施設確保に向けた支援を継続しているが、連携先である保育所等における面積基準や保育士不足の関係で新たに3歳児の受け皿が困難となっている。そのため連携協力を行う必要がある3歳すべての認定組織が困難である状況が続いている。上の記述の状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっては、経過措置期間の延長を希望する。 ○本件においては、民間保育事業者等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設として設定している。しかし、待機児童数が増加しており、定員の空き枠がないため、「卒園後の受け皿」としての機能が果たせないのが現状である。 ○3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置等により受け皿が確保される場合、受け皿が確保される。 ○市においても連携施設コーディネーターを設置し、支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員との関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。 ○本県(政令・中核市除外)における連携施設の成立率は、県・市町村の協調補助による支援の効果もあり、平成28年度38.0%、平成29年度69.6%に徐々に上昇している。しかし、経過措置終了までに100%を達成することには、小規模保育所が年々増加していることもあり大変困難な見通しである。一方で、卒後の受け皿を確保し、3歳児以降、スマーズに保育所等につなげていくことも大変重要なことから、連携施設の設置だけではなく、市町村の利用調整の際に特別優先を設けるなど、他の制度の活用も必要と考える。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。		

添1

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
279	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	要保護状態にある外国人に対する保護制度適用の確認事務の廃止	領事館等に対する保護制度適用の確認について、これまで申請書等に提出するところが、その外国人が居住する国の領事館等に対し、必要な保護又は救援を受けることができないことを確認し、その後結果を保護の実施機関に通知することとなっている。〇本県がこれまで確認した全ての国（中国など7か国）が、保護措置は無いとの回答であり、確認主体が形骸化している。〇照会しても、当該年度で最初の照会のみ回答し、その後は未回答の国（韓国）もある。	〇保護の実施機関（福祉事務所）は、要保護状態にある外国人からの保護申請書等に報告するところにより、福祉事務所及び県本庁における業務の効率化と、外国人についても、生活保護法に準じ処理することが求められている。領事館等の回答を持つとともに、預貯金等調査終了後、速やかに保護決定が可能となり、事務処理の迅速化に繋がる。	〇業務負担等の軽減	厚生労働省	九州地方知事会共同提案（事務局：大分県）	宮崎県、ひたちなか市、所沢市、千葉県、大和市、新潟市、浜松市、京都府、埼玉市、香川県、熊本市	九州地方知事会共同提案（事務局：大分県）	〇保護の実施機関（福祉事務所）は、要保護状態にある外国人からの保護申請書等を報道府県に報告するところにより、報告を受けた報道府県は、その外国人が居住する国の領事館等に必要な保護又は救援を受けることができないことを確認し、その後結果を保護の実施機関に通知している。これまで確認した全ての国が、保護措置は無いとの回答である。また、年間5件程度の確認を実施している。1件に係る確認は2週間程度要している状況である。このような状況下で、事務を廃止することにより、福祉事務所及び本庁における業務の効率化及び新規料の軽減に繋がるものと考えられる。	日本人と同様に日本国内で割り勘なく活動できる在留資格を有し、通常に日本に滞在する永住者、定住者の在留資格を有する外国人については、「生年で在留する外国人に対する生活保護の措置について」昭和25年5月8日社第38号厚生省大臣長通知（以下「昭和25年5月8日厚生省社会局長通知」という。）に基づき、行政措置として生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行っている。	
												〇この措置は、生存権保障の責任が第一義的にはその者の属する国家が負うべきとの考え方を基にしたものです。①昭和25年「旧米の生活保護法」にて現在の生活保護法が制定された際、日本国憲法第25条に規定する理念に基づく生活保護法に基づき受給権を有する者は本国国民に限られたことから、それまで、旧生活保護法に基づき生活保護を受給していた外国人が適用対象ではなくたるもの、当時、生活保護を受けていた外国人がまだ存在したこと。〇外国人についても生活保護法に準じ迅速な処理をすることが求められているため、要保護状態の外国人の申請を都道府県に報告し、その属する国の代表部若しくは領事館等の回答を得て保護を決定した事例はない。〇厚生省社会局長通知に對しては、報道府県が、自らの手配する事務を廃止することにより、生活保護の効率化及び新規料の軽減に繋がる。〇国によっては、回答までにかなりの時間を要し、保護決定までの期間に影響を与えている。また、本県でも、回答があつた全ての国で保護措置は無しており、照会は形骸化している。〇県においても、年間数件ではあるが、当該事務を実施している。過去10年において、保護措置があるとの回答は無い。事務が形骸化しており、廃止すべきだと考える。〇本県においては特定の国籍の外国人からの保護申請が多く、領事館等に対する確認が既に形骸化している状況。〇本県では年間照会数は少ないが、照会する国がほぼ同じであるため、対応が個々によつて異なるものではないと、認識しており機械的照会になっているのが現実である。	日本の人と同様に日本国内で割り勘なく活動できる在留資格を有し、通常に日本に滞在する永住者、定住者の在留資格を有する外国人については、「生年で在留する外国人に対する生活保護の措置について」昭和25年5月8日社第38号厚生省大臣長通知（以下「昭和25年5月8日厚生省社会局長通知」という。）に基づき、行政措置として生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行っている。
281	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消しに係る本人通知の実施の運用改善	保育士登録の取消しに際して、収容等により所在が不明である場合には、法務部局を通じて本人に通知を行うこととするなど運用を改善されたい。	県内での、実刑判決を受けた保育士がおり、県として保育士登録を取り消す手続きを進めたり、当該保育士が収監されたため、登録取消しの通知を送付先が不明であった。法務部局を通じて本人に通知を行うこととするなど運用を改善されたい。	法に定める保育士の要件を満たさなくなった者に対する取消し事務から登録証の返納に至るまでの事務を確実に進めることができるようになる。 取消し処置を受けた者から確実に登録証を返納せることは、本来その資格を持たないものが児童の保育にあたってしまうリスクを回避することにもつながり、住民の安全・安心につながる。	児童福祉法、児童福祉法施行規則	法務省、厚生労働省	九州地方知事会共同提案（事務局：大分県）	山県市、松浦市	一	児童福祉法第18条の5に規定する欠格事由（以下「欠格事由」という。）に該当することになった者の保育士登録の取消しに関する事務については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第26号）施行前の報道府県の報道府県は、保育士（国家戦略特別区域法平成22年厚生省令第17号）第2条の5に掲げる報道府県は、該区域限定保育士を含む。以降同じ。）が欠格事由に該当するおそれがあると認めるとときは、関係地方法共団体等に情報の提供を請求することにより、その該当の有無を確認する仕組みを整備した。 当該規定によると、都道府県知事は、報道の対象となる保育士、当該保育士の家族、当該保育士の勤務する施設等を運営する事業者、当該施設等の市町村等に対し、情報提供を求めるとともに、報告のあった革除等を査定の傍聴者により、その査定等の状況の把握に努めた上で、当該保育士が欠格事由に該当するおそれがあると認めた場合、道府県は、当該保育士の本籍地の市町村に対し、保育士の犯行の経歴に関する情報を照会を依頼し、欠格事由の有無が確認できることとなる。上記通り、当該保育士が欠格事由に該当していることが確認できた場合において、保育士がいずれかの刑罰施設に収容されていることが判明し、収容者の施設が不明である上により、児童福祉法施行規則6条の第1項に基づく登録取消しの通知ができないとき、当該都道府県知事は、法務省規正局に文書で照会することにより、収容者の施設を把握することができると思われる。	その後、昭和57年に「難民の地位に関する条約」において難民に対する公的扶助は、自国民に与える待遇と同一の待遇を与えることが締約国の義務とされているところ、難民に対する保護の措置はこの昭和20年通知により行われることされ、今日に至っている。
291	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病医療費助成制度の自己負担上限額管理制度の見直し	自己負担上限額管理制度は、管理票を交付する都道府県、医療機関、患者の負担軽減となる。	自己負担上限額管理制度（受給者ごとに1か月の自己負担額の上限を設ける制度）は複数の医療機関を利用する場合を想定して、受給者証とともに交付された自己負担上限額管理制度に、各医療機関において、診療ごとに医療費を記載するなどして、複数の医療機関にて自己負担額を算出する。	難病の患者に対する法律第5条	厚生労働省	香川県	群馬県	〇本県においても、自己負担上限額管理制度は、患者、医療機関及び県の負担は、大きくなっている。自己負担管理制度が医療機関で完結できる制度が望ましい。 〇自己負担上限額管理制度は、医療機関における負担となっており、記載誤りがあることや記載方法の不統一による誤りがある。 このことより、管理票を交付する県のみならず、管理票を持つ患者、管理票の記載漏れや記載誤りなどを発生するのFearがある。 例えば、従来の特定疾患治療研究事業の制度のように、医療機関ごとに上限額を管理する制度（レセプト単位での管理）にすることで、各医療機関の会計コンピュータ上の管理に対応でき、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。	ご提案のように、医療機関ごとに上限額を管理する場合、当該医療機関は、他の医療機関において患者が支払った医療費が把握できないため、患者は、複数の医療機関の自己負担額の合計が上限額に達しているとしても、なお当該医療機関において自己負担上限額に達するまで医療費を支払うこと口頭負担することができる可能性があり、毎日、費用がかかるとして、時間的、口頭負担が増えていることなどが想定されることがある。 また、複数医療機関の医療費合算が自身負担上限額を超えた場合、療養費申請等に対する適用となる場合、療養費申請の手続きを行うために、申請者、医療機関及び行政の負担が増える可能性がある。 〇自己負担上限額管理制度記載モルハ、記載過誤により、上限額が適切に管理されず、償還払や医療機関間にによる調整等を強いられることがある。現行制度のあり方を改善の余地があると考案されるが、提案内容のよしに医療機関別に上限額を設定するとした場合、医療機関側としては業務負担軽減となると思われるが、複数料にてまとまる診療や院外処方にによる調剤等、レセプトが複数枚に渡る患者に対してそれぞれ自己負担上限額を設定することは、患者自身の経済的負担につながると懸念される。		

1

提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
区分	分野										団体名	支障事例	
297	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務におけるマイナンバーによる情報連携の追加	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付できず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。 また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	・健康保険法施行規則第96条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第25条 ・行政手続基準による特定の個人を識別するための番号の利用規則に関する法律第19条第7号及び別表第二の9の項及び別表第三の9の項	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市	秋田市、群馬県、川崎市、新潟県、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市	○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。 事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。 明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、収集可能としていただきたい。 ○本市は、年に約60万件の郵送でやりとりを生じている。 特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。 ○所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。 ○本市においても、申請書類は複数ついているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行っているが、医療受給者証の交付が異なる場合がある。 ○受給者証の交付が異なる場合、照会先やタイプが異なる他、保険者や課税状況によっては受給者証の説明が必要となるがマイナンバーによる情報連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。 ○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手續等での負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながること。	【内閣府、総務省】 本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けた保険者が所得区分の判定を行っている。 そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係省庁へ連携して検討していく。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けた保険者が所得区分の判定を行っている。	回答欄(各府省)
306	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「次世代育成支援対策施設整備交付金」の手続の簡素化	〇次世代育成支援対策施設整備交付金に係る厚生労働省との協議、申請段階において、整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準である、公的機関(都道府県又は市町村)の建築業者の見積もりと、民間事業者2者の見積もりを比較して、いずれか最も低い方の価格を基準とするされている要件について、民間工事請負業者2社の見積もりを廃止すること。	〇市有施設の改修にかかる補助金・交付金の申請において、民間事業者の見積もり微収を要件とする事例は極めてまれであり、またその内、民間見積価格を採用した例もほとんどないことから、必須とは考えられない見積もりを微収している。 ○また、民間事業者の見積もりを微収する場合、入札前に公共工事の内容(内容によっては、詳細な図面提供が必要)を一部民間業者に提供することになるため、当該業者にのみ準備期間を与え、入札において有利に働く可能性があるなど、公共工事における公平性の担保について懸念される。 ○当該交付金に係る年度毎に発出される協議開始の通知から協議書提出までの期間が短いことから、短期間にでの見積もりを民間業者に依頼することになり、対応できる業者選定に努力を要するとともに、民間業者に対しても負担を強いている。	〇民間業者の見積もりを廃止することにより、入札前の事前情報提供が不要となり、公平性の確保が図られる。 ○協議・申請に係る手続きの簡素化が図られる。	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 5、別表1-2、別表1-3、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて 3(2)	厚生労働省	指定都市市長会	山県市、和歌山市、北九州市	○平成29年度の次世代育成支援対策施設整備交付金において大規模修繕の補助協議を行ったが、民間2社の見積もりが必要であったため、業務を発注するわけではないのに、民間業者に無理を言って見積書の提出をお願いし、負担を強いることになった。本市としても予算策や入札までに事前に民間業者に見積書を微収することはなく、入札により業者も決定されることから、公的機関の見積もりで問題ないと考える。 ○補助金の申請に係る見積もりを微収すると、入札前の情報提供をすることで、入札時に不公平が生じる。 ○公平性を考え民間業者からの見積もりが取得できず、工事のスケジュールから交付金の協議を見送った実例。	次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準の算定について、公的機関の見積もりが適正金額であるか否か確認する必要があることから、該見積もりと民間事業者の見積もりとの比較は必須である。 また、次世代育成支援対策施設整備交付金においては、地方自治体が策定した整備計画に基づいて実施される見直し協議施設等に関する施設整備事業を交付の対象としていることから、対象施設の整備計画の策定は整備交付金の協議開始の通知をもって行われるものではなく、それ以前に公的機関が策定されるとともに、地方自治体において実施されているものと見做され、見積もりが必要であることは事前に把握するため、民間業者見積もりを依頼する期間が短期間になるとは考えていない。 今後とも、協議にかかる事前の準備については各自治体に対し、周知してまいりたい。	回答欄(各府省)

